

釧路市告示第 437 号

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定のうえ、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 4 年 12 月 19 日

釧路市長 蝦 名 大 也

記

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 市立釧路総合病院院内保育所運營業務委託 |
| (2) 業務概要 | 事業者は、市立釧路総合病院において、別に定める業務委託仕様書に基づいた保育所運營業務を行う。 |
| (3) 契約期間 | 2023 年（令和 5 年）4 月 1 日から 2028 年（令和 10 年）3 月 31 日まで |
| (4) 契約上限額 | 401, 150, 000 円とする。（消費税及び地方消費税を含まない。） |

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

- (1) 釧路市内に本社、支店、営業所（法人登記していること）または事業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後または再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (4) 釧路市暴力団排除条例（平成 24 年釧路市条例第 33 号）第 2 条に規定する

暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。

- (5) 公告の日から受託者特定の日までの間に、釧路市長から指名停止等措置を受けていないこと。
- (6) 市立釧路総合病院（以下「当院」という。）が指定する期日から「市立釧路総合病院院内保育所運営業務委託仕様書」に基づき、釧路市千歳町5番1号に設置している市立釧路総合病院院内保育所において、保育所運営業務を行うことができること。（第一交渉権者決定後から本事業に関する準備を開始し、当院が指定する期日より本事業に係るサービス提供が可能な体制を構築すること。）
- (7) 入所定員が50人以上の認可または認可外保育所若しくは認定こども園の運営実績（運営業務の受託実績を含む。）を3年以上有すること。

3 担当部署

郵便番号 085-0822 釧路市春湖台1番12号

市立釧路総合病院 事務部 総務課 総務担当（担当：上野）

電話 0154-41-6121（内線1112）

電子メール：hp-soumu@city.kushiro.lg.jp

4 参加申請書の提出等

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のとおり参加申請書及び関係書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

(ア) 様式1 プロポーザル参加申請書

(イ) 様式2 誓約書

(ウ) 前記2(1)の要件を満たすことを証明する書類

イ 提出期間

令和4年12月19日から令和4年12月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時から16時30分まで

ウ 提出先

「3 担当部署」に同じ。

エ 提出方法

- (1) 持参または郵送（書留郵便に限る。）によるものとする。なお郵送する場合においては、提出期間内に必着のこと。

- (2) 公募型プロポーザル方式参加申請に関する書類は、「3 担当部署」においてこの告示の日から配付する。また、当院および釧路市のホームページにも掲載する。
- (3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者は、公募型プロポーザル方式に参加することができない。
- (4) 提出された参加申請書及び関係書類により参加資格の審査を行い、審査結果を別途通知する。
- (5) その他
 - ア 提出された書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、提出者に無断で使用しないものとする。
 - ウ 提出された書類は、返却しない。

5 企画提案書の提出等

- (1) 参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。
 - ア 提出書類
 - (ア) 様式4 プロポーザル提案書
 - (イ) 様式5 会社の概要及び実績等
 - (ウ) 様式6 市立釧路総合病院院内保育所運營業務委託に係る企画提案書
 - (エ) 様式7 見積書
 - イ 提出期間
 - 令和5年1月10日から令和5年1月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時から16時30分まで
 - ウ 提出先
 - 「3 担当部署」に同じ。
 - エ 提出方法
 - (1) 持参または郵送（書留郵便に限る。）によるものとする。なお郵送する場合には、提出期間内に必着のこと。
 - (2) 公募型プロポーザル方式企画提案書に関する書類は、「3 担当部署」において配付する。また、当院および釧路市のホームページにも掲載する。
 - (3) 提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。ヒアリング審査の日時、場所等は別途提出者に通知する。
 - (4) 提出書類を提出期間までに提出しなかった者は、公募型プロポーザル方

式に参加することができない。

(5) ヒアリング審査に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

(6) その他

ア 提出された書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、提出者に無断で使用しないものとする。

ウ 提出された書類は、返却しない。

6 企画提案書の作成についての質問受付と回答

(1) 企画提案書についての質問がある場合は、所定の様式を用い、電子メールに添付して送信すること。

ア 提出書類

様式3 プロポーザル実施要領等に関する質問書

イ 提出期間

令和5年1月10日から令和5年1月13日までの毎日9時から16時30分まで

ウ 提出先

「3 担当部署」に同じ。

エ 回答法

令和5年1月16日までに「ア 提出書類」に記載のあった担当者あてに、電子メールにファイル添付して行う。

7 最良の提案をした事業者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした事業者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 非特定者に関する事項

特定者を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

9 契約手続

特定者を見積徴取の相手方に決定したときは、別途釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）の規定により契約手続きを行う。

10 契約書作成の要否
要

11 契約締結期限

当該業務の契約締結期限は、令和5年2月16日（木）までとする。

12 契約保証金

当該契約金額の100分の10以上とする。ただし、契約の相手方が契約規則第30条のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

13 その他

- (1) ヒアリング審査結果及び特定者名は公表する。
- (2) 公募型プロポーザル方式において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 詳細は別紙「市立釧路総合病院院内保育所運営業務委託プロポーザル実施要領」による。

※本告示についての問い合わせ先

〒085-0822 釧路市春湖台1番12号

市立釧路総合病院 事務部 総務課 総務担当（担当：上野）

電話 0154 - 41 - 6121（内線1112）

電子メール hp-soumu@city.kushiro.lg.jp